【表 6】実務経験年数に算入できる職業訓練

（注）下表の職業訓練のうち実務経験年数に算入できるのは、受検資格を満たすために必要となる実務経験年数の**3分の2**までです。受検資格を満たすために1年の実務経験年数が必要な場合を例にとると、訓練期間を実務経験年数に算入できるのは、最大で8か月です。残りは工事現場における実務経験年数を加えて1年の受検資格を満たす必要があります。

（注）表1 ～表5に該当する指定学科を卒業（修了）した方も、表6に該当する訓練施設を修了した場合は、その期間を実務経験に算入することができます。

（注）該当する職業訓練を修了された方は、「修了証明書」が必要です。ただし修了証明書が発行されていない訓練施設の場合は、「修了証書の写し」を添付してください。

（注）表6に該当しない方は、実務経験年数に算入することはできません。

訓練施設名（50音順）		訓練課程・訓練科		訓練期間☆
き	君津郡市共同高等職業訓練校	普通課程	園芸サービス系　造園科	1年
	京都造園高等職業訓練校	普通課程	園芸サービス系　造園科	1年
ち	千葉県立我孫子高等技術専門校	普通課程	園芸サービス系　造園科	1年
や	山口県立西部高等産業技術学校	普通職業訓練短期課程	エクステリア・造園科	1年